

## 質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 ママチ川橋床版取替工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>各橋脚下への進入の可否、進入路、使用可能ヤードについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道道真町泉沢大通線より P7 橋脚部、およびママチ川を渡河して P4-P5 径間の桁下部への進入、施工ヤードとしての桁下利用は可能でしょうか。</li><li>・同じく、P3-P4 径間の用水左岸に平行する道路、A1-P1 径間の道路もそれぞれ工事用進入路として利用可能でしょうか。</li><li>・また、利用可能な場合、これらの利用可能範囲を示す図面、資料等をご提示いただけますでしょうか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用可能です。</li><li>・利用可能です。</li><li>・当社が管理する橋梁高架下については、河川区域を除いて工事ヤードとして利用することは可能です。添付図面をご確認ください。</li></ul>
2	<p>求める提案3の評価基準にある「標準案に対する短縮日数」における「標準案」とは、連続規制による工事可能期間「5/8～7/14(68日)」、「8/21～10/31(72日)」と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>例：68日に対して63日であれば5日短縮、72日に対して62日であれば10日短縮。</p>	<p>「標準案」とは、連続規制による工事可能期間「5/8～7/14(68日)」、「8/21～10/31(72日)」ではありません。契約参考図書(59/60)のママチ川橋床版取替工 工程表に示すとおり、春季は「5/8～7/14」、秋季は「8/21～10/27」となります。</p>

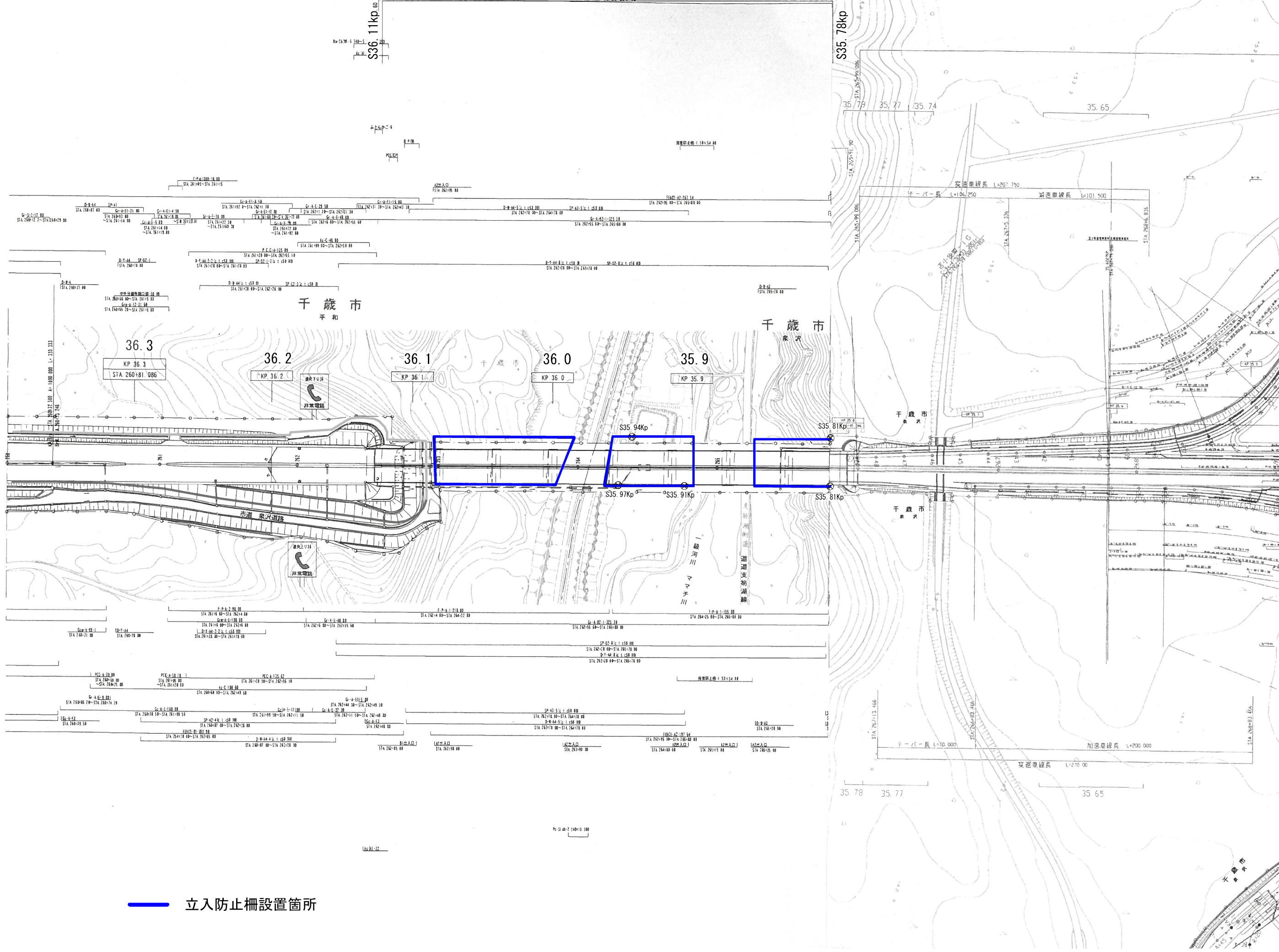
3	<p>単価表の項目番号 41、42 の鋼桁補修工 A、B につきまして、図面には塗装 0.5 m<sup>2</sup> (図面番号 250/253)、塗装 0.1 m<sup>2</sup> (図面番号 252/253)、塗装 0.1 m<sup>2</sup> (図面番号 253/253) との記載があります。また、特記仕様書 P58 では塗装仕様は F 3、F 1 1 と記載されていますが、各部の塗装仕様ごとの塗装面積をご教示ください。</p>	<p>数量内訳は以下のとおりとなります。</p> <p>図面番号 250/253・・・F 3 : 0.40 m<sup>2</sup>、F 1 1 : 0.09 m<sup>2</sup>  図面番号 252/253・・・F 3 : 0.09 m<sup>2</sup>、F 1 1 : 0.04 m<sup>2</sup>  図面番号 253/253・・・F 3 : 0.05 m<sup>2</sup>、F 1 1 : 0.02 m<sup>2</sup></p>
4	<p>図面 (2/253) の防護柵 A、B 数量は共に 325.3m となっておりますが、桁長と同じ数量 336.1m が必要と想定されます。防護柵の数量を確認する図面等の開示をお願いします。</p>	<p>336.3m が正となります。後日訂正公告を行います。</p>
5	<p>図面 (2/253) のウィング部 A、B 数量は共に 13.3m となっておりますが、図 (4/253) で確認するとウィング部 A の数量は 5.8m + 5.8m = 11.6m、ウィング部 B の数量は 7.5m + 7.5m = 15.0m となります。プレキャスト壁高欄 A、B の数量にも関連すると考えますので、どちらが正しいかご教授願います。</p>	<p>ウィング部 A は 5.8m + 7.5m = 13.3m、ウィング部 B は 7.5m + 7.5m = 15.0m となります。後日訂正公告を行います。</p>
6	<p>図面 (73/253) の A 1 ウィング部 (上り線) プレキャスト壁高欄延長は 5.8m で、図面 (88/253) の A 2 ウィング部 (上り線) プレキャスト壁高欄延長は 7.5m となっておりますが、図 (4/253) を確認すると A 1 ウィング部の延長は 5.8m、A 2 ウィング部の延長は 5.8m となっております。A 2 ウィング部のみプレキャスト壁高欄延長の整合が取れません。どちらが正しいかご教授願います。</p>	<p>図面 (73/253、88/253) のとおりです。</p>

7	<p>図面（244～248/253）の交通規制図に、照明設備（全方位照明設備【バルーン】・標識看板照明）の記載がありませんが、すべて夜間規制を実施するため必要と想定されます。必要な場合、これらの設置条件（間隔や位置）をご教授願います。</p>	<p>照明設備については特記仕様書 17-2 に記載のとおりであり、御社の施工計画に基づいて必要な設備を計上してください。</p>
8	<p>図面（246～248/253）の交通規制図で、工事用出入口に「出入口看板」の記載がありません。必要の有無をご教授願います。</p>	<p>工事用出入口に出入口看板は必要です。</p>
9	<p>図面（247～248/253）の交通規制図で、「侵入車両強制停止装置」の記載がありません。各規制に4個必要と想定されますが、必要の有無をご教授願います。</p>	<p>図面のとおりです。</p>
1 0	<p>図面（247～248/253）の交通規制図で、「対面通行予告看板【（この先）（1 km先）（2 km先）各2枚】と「急カーブ予告看板【（この先）4枚】【（400m 先）2枚】が必要と想定されますが、記載がありません。必要の有無をご教授願います。」</p>	<p>図面のとおりです。</p>
1 1	<p>図面（247～248/253）の交通規制図で、「ラバーポール」の記載がありますが、工事費及び材料費の費用は交通規制工に含まれますか。含まれない場合はどちらの項目に計上となりますか。また、各規制の必要数量（設置間隔）をご教示願います。</p>	<p>含まれません。項目番号 57 率計上工事に関する事項で計上してください。必要数量は契約参考図書（1/60）に記載のとおりです。</p>
1 2	<p>図面（246/253）の交通規制図では、下り線の追越車線規制のみとなっておりますが、「渡り線施工」のため上り線の追越車線も同時に規制する必要があり、規制図に示されている規制材等の数量は2倍必</p>	<p>特記仕様書 26-12-1 交通規制工に記載のとおり、必要数量を計上しています。 交通監視員配置人数の考え方も同様です。</p>

	<p>要と想定されますが、必要の有無をご教授願います。また、必要の場合は、特記仕様書 P64 の交通監視員配置人数が昼間 4 人、夜間 4 人も変更する必要があると思います。変更人数についてもご教示願います。</p>	
<p>1 3</p>	<p>車線規制 I × 1 × 0 (Y) の (A) (B) (C) において、図面 (244/253) の交通規制図の通り、走行車線規制と追越車線規制が計画されておりますが、図面 (3/253) に記載ある数量 (A) 140 回、(B) 24 回、(C) 24 回の内、計画されている走行車線規制と追越車線規制の内訳回数をご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 1 7 - 3 交通規制の備考欄に記載の作業時について全て走行車線規制を想定していますが、必要な規制は御社の施工計画のとおりとなります。</p>

# ママチ川橋

ママチ川橋 Br-4C-M50-G1-(8x42)-1Q-25x32x.40



— 立入防止柵設置箇所